



iDeCo を申し込む前に知っておきたいこと

N02

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

運用商品を決める

イデコで積み立てる資産は、加入者自身の責任に基づいて資産運用を行っていきます。加入者の資産運用の結果で、老後の受給額が増えることもあれば、減ってしまうこともある制度となっております。

イデコの運用商品は、「元本確保型商品」と「元本変動型商品(投資信託)」の2つに分けることができます。

① 元本確保型商品

元本が確保されている運用商品のことで、所定の利息が上乗せされますが、利息額を手数料が上回るケースが多くなっております。代表的な商品に定期預金や保険商品があります。

② 元本変動型商品(投資信託)

投資信託とは、投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品です

投資信託の主な種類には、「国内債券型」「外国債券型」「国内株式型」「外国株式型」に大きく分けることができます。

リスク(収益の振れ幅)が大きい順に並べると「外国株式」「国内株式」「外国債券」「国内債券」になります。リターン(収益)を大きく求めるとどうしてもリスクが大きくなっていきます。

上記各商品の特徴を理解し加入者自身のリスク許容度に合わせて商品の配分を決めることとなります。一般的には若い方は受給年齢まで年数があるためリスクを大きくとるケースが多く、逆に受給年齢が近づいている方はリスクを小さくとるケースが多くなっていきます。下記リンク先を参照し現時点のリスク許容度を理解の上自分にあった商品配分を考えていきましょう。

<https://www.ideco-koushiki.jp/learn/practical/03.html>

(イデコ公式サイト:年齢とともに変わるリスク許容度と資産配分)

書類を記入し提出する

運営管理機関(金融機関)に問い合わせ手続き書類を請求します。国民年金の種別によって必要書類は変わってきます。

(全種別共通)

「個人型確定拠出年金加入申出書」

「本人確認書類」

(2号被保険者のみ)

「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」

2号被保険者については勤務先によって企業年金の有無が違ってきてそれにより掛金の上限額が変わってくるため上記事業主の証明が必要になってきます。

書類を記入し提出完了まで1ヶ月から2ヶ月ほどかかることになります。

税制優遇について

イデコに加入の目的として老後の資産確保はもちろんのことそれ以外に税制優遇を目的にしている方も多くとなっております。

イデコの税制優遇は掛金全額所得控除、運用益の非課税、受給時の税制優遇(退職金所得控除・公的年金控除)の3点になります。

掛金全額所得控除については下記リンク先の「かんたん税制優遇シミュレーション」より掛金を積み立てると、どれくらい税負担が軽減されるか確認することができるので一度お試し下さい。

<https://www.ideco-koushiki.jp/simulation/>

(イデコ公式サイト:かんたん税制優遇シミュレーション)

